四二〇三・三〇	ベルト及び負い革				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの				
四二〇三・四〇	その他のもの				
四二〇五・〇〇	その他の衣類附属品				
	その他の革製品及びコンポジションレザー製品				
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの				
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー				
	その他のもの				
	その他のもの				
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱（ガット）の製品	X	B 7	一〇％	
			B 7	三・三％	
			B 7	一八％	
		X X	B 10	一六％	
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品				
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）				
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）				
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）				
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）				
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）				
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの				
	ミンクのもの				
	その他のもの				
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせ又は加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	X			
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	X			
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	X			
第四四類	木材及びその製品並びに木炭				
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材				
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）				
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）				
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたもの（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A			
四四・〇五	木毛及び木粉	A			
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	A			
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			
四四〇七・一〇	針葉樹のもの				
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	A	B 10	四・八％	
	その他のもの				
四四〇七・二一	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	A			
四四〇七・二二	マホガニー（スウィエテニア属のもの）	A			
四四〇七・二五	バイロラ、インブイア及びバルサ	A			
四四〇七・二六	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A			
四四〇七・二七	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	A			
四四〇七・二八	サペリ	A			
四四〇七・二九	イロコ	A			
	その他のもの				
四四〇七・九一	その他のもの				
	オーク（コナラ属のもの）のもの	A			
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	A			
四四〇七・九三	かえで（カエデ属のもの）のもの	A			
四四〇七・九四	桜（サクラ属のもの）のもの	A			
四四〇七・九五	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	A			
四四〇七・九九	その他のもの	A			
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板（これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削り又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			
四四〇九・一〇	針葉樹のもの				
四四〇九・二一	針葉樹以外のもの				
四四〇九・二九	竹製のもの				
	引抜材				
四四一〇・一一	玉縁及び繰形				
四四一〇・一二	その他のもの				
四四一〇・一九	その他のもの	A			
四四一〇・九〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えばウエファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	A	B 15	三・六％	
四四・一〇	木材のもの				
四四〇九・二九	パーティクルボード	A	B 15	七・五％	
四四一〇・一一	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）	A	B 3	六％	
四四一〇・一二	板状のもの	A	B 3	六％	
	その他のもの				
四四一〇・一九	その他のもの	A	B 3	五％	
四四一〇・九〇	その他のもの	A	B 5	二・六％	
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	A	B 5	二・六％	
四四・一二	その他のもの	A	B 5	六％	
四四一二・一〇	竹製のもの	X			
	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
四四一二・三一	竹製のもの	X			
四四一二・三二	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	X	B 5	六％	
四四一二・三九	その他のもの				
四四一二・九四	その他の合板（木材、竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	X			
四四一二・九九	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	X	B 5	六％	
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	X	B 5	六％	
	その他のもの				
	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード				
	その他のもの				